

新潟県条例第33号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(古物営業法関係手数料) 第3条 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>法第7条第5項</u> の規定により古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 1件につき1,500円 (4) (略)	(古物営業法関係手数料) 第3条 古物営業法（昭和24年法律第108号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>法第7条第4項</u> の規定により古物営業の許可証の書換えを受けようとする者 1件につき1,500円 (4) (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。